**開発行為事前相談書**

**相談日　　　　年　　月　　日**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談者 | 氏名：  連絡先： | | | | |
| 所在地 | 那須塩原市  （地域地区：　　　　　　　　地域 / 無指定 / 都市計画区域外） | | | | |
| 開発区域  面積 | ㎡ | | | | |
| 土地利用 | □建築物の建築（予定建築物の用途：　　　　　　　　　　）  □駐車場・資材置場・太陽光  □その他（　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 現況 | □未利用地（田、山林、雑種地）  □既存宅地（S50.3.31以前）　□開発済地（S50.4.1以降）【↓へ】 | | | | |
| 敷地拡張  の有無 | □有　□無 | | 公共施設（道路・浸透槽等）の新設・変更・撤去 | | □有　□無 |
| 相談内容 | □開発許可の要否について  □一体性の判断について  □開発行為に関する道路（区域内道路、周辺道路）について  □その他  （その他の内容） | | | | |
| 市役所  使用欄 | 許可 | 要　・　不要 | | 【担当：　　　　　　　　】 | |
|  | | |  | |

※相談の際は、可能な限り以下の図書を添付してください。

□位置図　□案内図　□土地利用計画図　□土地の登記事項証明書（写）

□公図（写）（開発区域及び隣接地の土地の所有者・地積を表示）

**必要な手続を御確認ください**

審査を円滑に進めるため、土地開発事前協議書の提出前に、下記の担当部門との協議をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為 | 手続（法令） | 窓口 |
| 屋外広告物（看板等）の設置 | 屋外広告物条例 | 都市計画課 |
| 都市計画区域内の5,000㎡以上の土地の売買等 | 国土法 | 都市計画課 |
| 都市計画施設等の区域内の200㎡以上の土地の売買等 | 公有地拡大法 | 都市計画課 |
| 都市計画区域内の10,000㎡以上の土地の売買等 |
| 一定規模以上の建築物や大規模な開発行為 | 景観法・景観条例 | 都市計画課 |
| 店舗の建設 | 大店法 | 商工振興課 |
| 工場の建設 | 工場立地法 | 商工振興課 |
| 林地の開発 | 森林法 | 農務畜産課 |
| 農地の開発 | 農振法 | 農務畜産課 |
| 農地法 | 農業委員会 |
| 建築確認申請 | 建築基準法 | 建築指導課 |
| 自然公園内の開発 | 自然公園法 | 日光国立公園那須管理官事務所 |